

平成 18 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）公表について

本日、平成 18 年度の輸入食品監視指導計画の実施状況について、別添のとおり中間報告を取りまとめましたのでお知らせします。

(別添)

平成 18 年度
輸入食品監視指導計画監視結果
中間報告

平成 18 年 11 月

厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成 18 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

1. はじめに

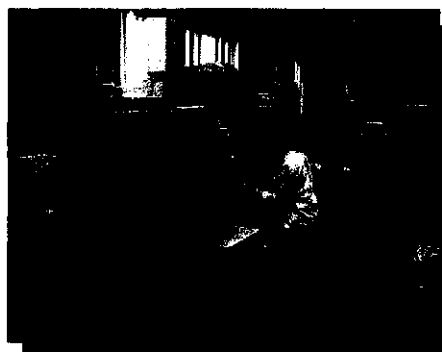
我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成 18 年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

厚生労働省は、計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について、翌年度の 6 月を目途に公表するほか、年度途中の状況についてもおおむね年度の半ばに公表することとしており、今般、平成 18 年 4 月から 9 月にかけての本計画に基づく監視結果の中間報告をとりまとめましたので公表します。

参考：「輸入食品監視業務ホームページ」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

問合せ先：医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室



2. 輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画(法第23条)をいう。

【目的】

国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第4条(食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない)の観点から、輸出国、輸入時、国内流通時の3段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無のチェック
- モニタリング検査^{*1}(平成18年度計画:124食品群、約7万8千件)
- 検査命令^{*2}(平成18年9月30日現在:全ての国の15品目及び28カ国・1地域の149品目)
- 包括禁止規定^{*3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立を要請
- 現地調査や二国間協議を通じて、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導
- 自主検査の指導
- 輸入食品等の流通状況確認のための記録の作成・保存
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1:食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査(法第28条)

※2:違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査(法第26条)

※3:危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに販売、輸入を禁止できる規定(法第8条及び第17条)

3. 平成18年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

表1 届出・検査・違反状況（平成18年4月～9月：速報値）

届出件数	輸入重量	検査件数※1	割合※2	違反件数	割合※2
件	千トン	件	%	件	%
923,968	12,416	94,920	10.3	629	0.07
(前年度実績) 945,349	13,370	96,107	10.2	432	0.05

※1 モニタリング検査、検査命令、指導検査等の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

表2 主な違反事例（平成18年4月～9月：速報値）

違反条文	違反件数	構成比	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される食品及び添加物)	156	23.7	とうもろこし、落花生、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし(香辛料等)等のアフラトキシンの付着、有毒魚の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、キャッサバ等によるシアン化合物の含有、米の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生、貝毒の検出等
第10条 (添加物等の販売等の制限)	56	8.5	サイクラミン酸、ポリソルベート、TBHQ、アゾルビン等の指定外添加物を使用した加工食品
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	434	66.0	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反) 水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有) 冷凍食品の成分規格違反(一般生菌数、大腸菌、大腸菌群) 添加物の使用基準違反:ソルビン酸、安息香酸等 過量残存:乾燥野菜の二酸化硫黄等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	12	1.8	器具・容器包装の規格基準違反 原材料の材質別規格違反
計	658(延数) 629(違反届出件数)		

表3 モニタリング検査実施状況(平成18年4月~9月:速報値)

品名	検査項目	年度計画件数*	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,850	1,299	4
	残留農薬	1,700	854	0
	添加物	-	1	0
	成分規格等	650	327	0
	SRM除去確認	-	922	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	1,050	404	3
	添加物	1,300	751	1
	成分規格等	1,600	775	9
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	3,100	1,668	7
	残留農薬	850	717	7
	添加物	300	189	0
	成分規格等	900	575	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗生物質等	4,150	2,535	9
	残留農薬	250	734	0
	添加物	2,250	2,042	1
	成分規格等	6,050	3,266	33
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	650	1	0
	残留農薬	18,000	9,930	72
	添加物	600	369	0
	成分規格等	750	260	0
	カビ毒	2,700	1,383	1
	遺伝子組換え食品	1,553	602	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗生物質等	-	2	0
	残留農薬	4,800	2,476	21
	添加物	4,300	2,391	6
	成分規格等	1,950	986	5
	カビ毒	2,300	886	1
	遺伝子組換え食品	150	24	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗生物質等	150	13	0
	残留農薬	250	12	0
	添加物	2,950	1,417	3
	成分規格等	1,250	578	2
	カビ毒	300	135	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	300	80	0
	添加物	1,200	705	0
	成分規格等	900	467	1
	カビ毒	150	41	0
添加物、器具及び容器包装、おもちゃ	成分規格等	1,300	651	0
総計(延数)	年度計画件数総計には、検査強化分として4,500件を計上	78,000	40,503 年度計画に対する 実施率約52%	186

* 抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したもの

表 4 モニタリング検査強化*1 等対象品目(平成 18 年 9 月 30 日現在)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	いちご、ねぎ、はとむぎ	メタミドホス
	菊の花、チンゲンサイ	インドキサカルブ
	大粒落花生	アセトクロール
	きくらげ	ピフェントリン クロルピリホス
	米加工品*2	遺伝子組換え
	そば加工品	アフラトキシン
	生食用ウニ*3	腸炎ビブリオ
	蜂の子加工品	テトラサイクリン オキシテトラサイクリン
	はちみつ	クロラムフェニコール
	未成熟えんどう	フルシラゾール ジフェノコナゾール フェンプロパトリン
	野菜、果実*2	重金属
	ローヤルゼリー	テトラサイクリン オキシテトラサイクリン
タイ	赤とうがらし、CASSOD TREE	トリアゾホス
	オオバコエンドロ	シベルメトリン
	シカクマメ	フェンプロパトリン
	生食用えび*3	腸炎ビブリオ
	ミズオジギソウ	プロフェノホス
インド	キマメ	クロルピリホス
	米	臭素
	粉鶏卵	セミカルバジド
	茶	キナルホス
韓国	鶏肉	エンロフロキサシン
	生食用アカガイ、生食用タイ ラギガイ、生食用ウニ*3	腸炎ビブリオ
	にんにくの茎	ピリメタニル
	レタス	テトラコナゾール
ベトナム	イトヨリ加工品	クロラムフェニコール
	パセリ	クロルピリホス
	ほうれんそう	ペルメトリン クロルピリホス インドキサカルブ
	養殖えび	A O Z クロラムフェニコール

対象国・地域	対象食品	検査項目
オーストラリア	そば	クロルピリホス ジメトエート
	菜種	フェニトロチオン
	レタス	プロピザミド
台湾	ウーロン茶	プロモプロピレート
	えだまめ	オキシカルボキシン
	グアバの葉	フェンチオン フェンプロパトリン
フランス	ソフト及びセミソフトタイプナチュラルチーズ	リステリア菌
	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
	ルッコラ	ビフェントリン
米国	牛肉	残留物質、SRM 除去確認
	とうもろこし加工品（甘味種を除く）	アフラトキシン
	レタス	ペルメトリン
ベルギー	西洋わさび	ジフェノコナゾール
	だいこん類の根	ボスカリド
メキシコ	カカオ豆	パラチオンメチル
	まつたけ	アトラジン
インドネシア	ゆでだこ※ ³	腸炎ビブリオ
	養殖エビ	A O Z
イタリア	フェネル	クロルピリホス
エクアドル	カカオ豆	マラチオン シベルメトリン
カナダ	牛肉	残留物質、SRM 除去確認
ガーナ	カカオ豆	エンドスルファン フェンバレレート
グアテマラ	生鮮コーヒー豆	シベルメトリン
ニュージーランド	レモン	フルシラゾール チアクロプリド
フィリピン	生食用ウニ※ ³	腸炎ビブリオ
南アフリカ	グレープフルーツ	トリフルムロン
ラオス	カミメボウキ	クロルピリホス

※1 通常、違反発見後の検査強化として、全届出件数の半数(50%)を対象に検査を実施

※2 海外情報に基づき、新たにモニタリング検査を実施した主な事例(平成18年4月~9月)

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成18年7月~10月)

表 5 検査命令へ移行した品目(平成 18 年 4 月～9 月)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	鰻	マラカイトグリーン A O Z エンドスルファン
	ウーロン茶	トリアゾホス
	しいたけ	フェンプロパトリン
	白きくらげ	メタミドホス
	にんにくの茎	ピリメタニル
	まつたけ	アセトクロール
	養殖フグ	A O Z
台湾	養殖鰻	A O Z
	マンゴー	シフルトリン シベルメトリン
	ロイヤルゼリー	クロラムフェニコール
ベトナム	養殖鰻	A O Z
	いか	クロラムフェニコール
	ゴマの種子	アフラトキシン
タイ	オオバコエンドロ	ジフェノコナゾール
	シカクマメ	E P N
インド	養殖えび	A O Z
インドネシア	ターメリック	アフラトキシン
エクアドル	カカオ豆	2, 4-D
ガーナ	カカオ豆	クロルピリホス ピリミホスメチル
フィリピン	マンゴー	シベルメトリン
ブラジル	とうもろこし	アフラトキシン
フランス	うさぎ肉	スルファジメトキシン

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 18 年 4 月～9 月:速報値)

対象国・地	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (15 品目)	落花生、ナッツ類、ハトムギ、 チリペッパー等	アフラトキシン	5,579	41
	シアン化合物含有豆類、キャ ッサバ	シアン化合物	298	1
	すじこ等	亜硝酸根等	328	2
中 国 (42 品目)	鶏肉、ハチミツ、鰻、えび、 ローヤルゼリー、シジミ等	テトラサイクリン系抗生物質、 エンロフロキサシン、 マラカイトグリーン等	18,044	23
	野菜・果実等(ほうれんそう、 まつたけ、しいたけ、 ウーロン茶、レイシ等)	クロルピリホス、 シベルメトリン、 フェンプロパトリン等	6,038	8
	二枚貝	麻痺性貝毒等	5,059	5
	鰻加工品等	大腸菌群等	1,800	2
	全ての加工食品	サイクラミン酸	2,738	0
タイ (23 品目)	エビ	オキシリニック酸	1,675	0
	野菜・果実等(アカシア、 ケール、リーチライムリーフ、 マンゴー等)	クロルピリホス、 プロピコナゾール、 パラチオンメチル等	601	1
	バジルシード	アフラトキシン	14	0
韓 国 (17 品目)	ヒラメ等	オキシテトラサイクリン等	10	0
	野菜(パプリカ、赤とうがらし、 エゴマ等)	クロルピリホス、 ピフェントリン、 エトプロホス等	2,869	0
	二枚貝等	麻痺性貝毒等	2,629	0
台 湾 (15 品目)	鰻、スッポン、ローヤルゼリー 等	AOZ、エンロフロキサシン等	1,703	5
	野菜・果実等(ほうれんそう、 ニラ、マンゴー等)	クロルピリホス、 シベルメトリン等	119	0
	全ての加工品	サイクラミン酸	111	0
米 国 (12 品目)	とうもろこし、パセリ等	ピリミホスメチル、 クロルピリホス等	185	0
	アーモンド、とうもろこし	アフラトキシン	1,423	94
	りんごジュース	パツリン	76	0
その他(24 カ国、43 品目)			8,614	33
総 計			59,913	215

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成18年4月~9月)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
4月	米国	チョコレート(高濃度の鉛が含まれるおそれ)	米国内における製品回収事例に基づき、当該製品の追跡調査を行うとともに、当該製品が輸入された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
5月	中国	家畜、農産物及び魚介類(窒素化合物による汚染のおそれ)	中国広東省吳川市の三叉江において窒素化合物汚染があったとされる情報を入手したことから、周辺を産地とするものについて、安全性が確認されるまで輸入しないよう輸入者を指導する措置を講じた。
7月	全ての国・地域	清涼飲料水(ガイドライン値を超えるベンゼンが含まれるおそれ)	国内流通品の調査結果を踏まえ、安息香酸及びアスコルビン酸が添加されている清涼飲料水について、自主検査を指導する措置を講じた。
8月	イタリア	ナチュラルチーズ(リステリア菌による汚染のおそれ)	EU域内においてリステリア菌陽性と認められたイタリア産ナチュラルチーズと同一の製品が日本に輸出されたとの通報に基づき、当該製品の追跡調査を行うとともに、当該製造者を輸入時に検査命令の対象とした。
8月	全ての国・地域	鮫肝油(高濃度のダイオキシン類が含まれるおそれ)	通関後にダイオキシン類濃度の測定等所要の措置を講じるよう指導する措置を講じた。
9月	米国	ほうれんそう(病原性大腸菌0-157による汚染のおそれ)	米国内においてほうれんそうを原因とする食中毒事件が発生したとの情報を入手したことから、加熱せず摂取される可能性のあるものについて、病原性大腸菌0-157の自主検査を指導する措置を講じた。
9月	オーストラリア	乾燥果実(金属片混入のおそれ)	オーストラリア国内における製品回収事例に基づき、当該製品が輸入された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。

(参考)中間報告中の主な用語説明

用語	説明
亜硝酸ナトリウム	添加物(発色剤)、亜硝酸根としての最大残存量が規定されている。
アセトクロール	農薬(除草剤)
アトラジン	農薬(トリアジン系除草剤)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
インドキサカルブ	農薬(オキサジアゾン系殺虫剤)
エンロフロキサシン	合成抗菌剤(ニューキノロン系)
オキシカルボキシ	農薬(殺菌剤)
オキシテトラサイクリン	抗生物質(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシソリニック酸	合成抗菌剤(キノロン系)
キナルホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロラムフェニコール	抗生物質(クロラムフェニコール系)
クロルテトラサイクリン	抗生物質(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積したもの。貝が毒化することにより下痢性中毒が引き起こされる)
サイクラミン酸	指定外添加物(甘味料)
シアン化合物	一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物
ジクロルボス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(殺菌剤)
シプロフロキサシン	合成抗菌剤(ニューキノロン系)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
ストレプトマイシン	抗生物質(アミノグリコシド系)
スルファジメトキシ	合成抗菌剤(サルファ剤)
セミカルバジド	合成抗菌剤ニトロフラン類ニトロフラゾンの代謝物
ソルビン酸	保存料
チアクロプリド	農薬(クロロニコチニル系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海水中の常在菌でビブリオ属の一種、主に魚介類を汚染し、急性胃腸炎の原因となる菌)
テトラサイクリン	抗生物質(テトラサイクリン系抗生物質)
テトラコナゾール	農薬(殺菌剤)
デルタメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリフルムロン	農薬(殺虫剤)
二酸化硫黄	酸化防止剤

用語	説明
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生される)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(アニリノピリミジン系殺菌剤)
フェントロチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
プロピコナゾール	農薬(殺菌剤)
プロピザミド	農薬(除草剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロモプロピレート	農薬(殺虫剤)
フルシラゾール	農薬(殺菌剤)
ペルメトリン	農薬(殺虫剤)
ボスカリド	農薬(殺菌剤)
ポリソルベート	指定外添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積したもの。貝が毒化することにより麻痺性中毒が引き起こされる)
マラカイトグリーン	合成抗菌剤
マラチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中の常在菌で、主に乳製品を汚染し、リステリア症を引き起こす)
2,4-D	農薬(フェノキシ酢酸系除草剤)
AOZ	合成抗菌剤ニトロフラン類フラゾリドンの代謝物
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
SRM	BSE(牛海綿状脳症)の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛体内の部位(頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄、せき柱、回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位))
TBHQ	指定外添加物(酸化防止剤)